

(案)

平成10年 3月26日
改正 平成14年 8月 6日
令和 3年 月 日
東京都景観審議会

東京都景観審議会の傍聴について

東京都景観審議会運営要綱第12条の東京都景観審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関して、次のとおり取り扱うものとする。

(傍聴の申出等)

- 第1 会議を傍聴しようとする者は、~~あらかじめ公表された方法にしたがい会議の当日に~~事務局へ申し出て傍聴することができる。
- 2 傍聴の申し出をした者が傍聴定員~~(10名を限度。ただし、議長が認めた定員まではこの限りではない。)~~を超えた場合は、~~先着順により傍聴者を決定する。ただし、先着順によりがたい場合は、原則として抽選によるものとする。~~り傍聴者を決定する。

(傍聴の禁止)

- 第2 次の各号のいずれかに該当すると議長が認めた者は、傍聴することができない。
- (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (3) 拡声器の類を携帯している者
 - (4) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これに類する物を携帯している者
 - (5) はち巻き、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
 - (6) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に議長の許可を受けた者を除く。）
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、議長が不相当と認めた者

(傍聴時の遵守事項)

- 第3 ~~会議を傍聴するときは、審議会が発行する傍聴券に所定の事項を記入し、その半券の交付を受けなければならない。~~

~~2~~ 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、放歌、談笑、私語その他騒がしい行為をしないこと。
- (2) 会議における言論、行為に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は批判しないこと。
- (3) みだりに自席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 事前に許可を受けた範囲を超えて、写真撮影、録画、録音又は放送しないこと。
- (6) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となる行為をしないこと。

(退場)

第4 傍聴者が第3の規定に違反していると認められる場合は、議長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(報道関係者の取扱)

第5 報道関係者は、第1の規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第2から第4までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6 第1から第5までの規定は、専門部会に準用する。